

「末期腎不全は終末期」

透析中止 治療拒否で医師説明

学会 指針案

日本透析医学会（理事長＝中元秀友・埼玉医大教授）は16日、東京都内で一般向けの公聴会を開いた。人工透析治療に関する現行ガイドライン（指針）の改定案を巡り、末期腎不全について「終末期」とは言えない」としてきた従来の考えを転

換。患者や家族が治療を拒否した場合には「終末期になる」とする見解を示した。一方、厚生労働省は「透析治療をしていることをもって終末期とは言えない」としている。最終的な指針案を3月末にまとめる方針。

公立福生病院（東京

都福生市）で2018年8月、末期腎不全の女性（当時44歳）に対して医師が透析治療継続と中止の選択肢を示し、中止を選んだ女性が死亡した問題をきっかけ、学会は指針の改定を検討してきた。

末期腎不全について学会はこれまで、透析治療を続けることで生きられるため「それだけでは人生の最終段階（終末期）」とは言えない」としている。だが、治療を中止すると数日から数週間ですべて死すことから、指針案では患者らが治療を拒否した場合には「終末期になる」とした。

治療中止の選択肢を医師から提示することによって、1月に公表した指針案では終末期の場合にだけ認め、非終末期については触れていない。公聴会で指針作成委員長の岡田一義氏は「医師からは提案はしない」と発言。患者や家族が透析を拒否した場合には説明するとした。

また、透析治療を拒否する患者は経済的に困窮していたり、うつ状態だったりするケースもあるため、精神科の専門医受診を勧めるなどの支援を行うとした。

【熊谷豪】

法的に「グレー」

甲斐克則・早稲田大学教授（医事法・刑法）の話 指針案は「自殺ほう助や同意殺人を規定した」刑法に引かれる。透析治療をしない終末期の患者の意思を尊重するのに異論はないが、終末期ではなく、やむにやまれぬ医学的事情もなく、日常生活が十分送れる人の治療を見合わせるのことは、自殺ほう助を認めることにつながる。日本では治療を拒否する

権利が一般的に確立しておらず、法的にはグレーゾーンだ。外部からのチェックも弱い。倫理面、法律面の問題

もあるので医療関係者だけで判断せず、倫理委員会にかけて手続きを踏んだ方がいい。